

【民法】

以下の各問いに解答するにあたっては、問題の年月日に関わらず、2022年4月1日現在施行されている法令に基づき解答すること。特に指示のない限り、各問題は独立の問題である。

I. 以下の事実を読んで、各問題に解答しなさい。解答にあたっては、条文をあげ、判例に照らして、根拠を挙げて解答すること。

事実 2020年4月、Aは、自己所有の土地甲(以下「甲」という)を2000万円でBに売却する旨の契約を締結した(以下「本件契約」という)。本件契約では、代金支払と登記移転は同時に行われることになっていたが、Bは最初からAをだますつもりであり、登記の移転を受けたものの、言を左右にして代金を支払わなかった。

そこで、Aは、詐欺を理由に本契約を取り消したが、登記をA名義に戻す前に、Bは、甲をCに対する債務に代えて代物弁済として譲渡し、Cはさらに甲をDに売却し、登記を移転した。

Aは、Dに対して甲の返還及び登記の移転を請求しようと考えている。

問題1 Cには、甲をめぐるAB間の事情を知っていたが、Aに対する個人的な反感から、Aを困らせようと考えてBに甲の譲渡を迫っていたという事情があり、Dには、AB間の事情について知らずかつこのことにつき過失はなかった場合、AのDに対する請求が認められるか解答しなさい。

問題2 Cには、甲をめぐるAB間の事情について知らずかつこのことにつき過失はなかった一方、Dには、AB間の事情を知っていたが、Aに対する個人的な反感から、Aを困らせようと考えて甲を購入していたという事情があった場合、AのDに対する請求が認められるか解答しなさい。

Ⅱ. 以下の事実を読んで、問題に解答しなさい。解答にあたっては、条文をあげ、判例に照らして、根拠を挙げて解答すること。

事実 2021年4月、Aは、Bから乙土地及び丙建物を4000万円で購入し、代金を支払って引渡しを受けた。その後まもなく、Aが居住を開始したところ、丙建物に、廊下・床・壁のひび割れ、はりの傾斜、鉄筋量の不足等の瑕疵(以下「本件瑕疵」という)があり、これを放置すると、いずれAやその家族の生命、身体又は財産を危険にさらす恐れがあることが判明した。Aは、Bに瑕疵修補を求めたが、Bによれば、丙建物は建設業者であるCにBが依頼して建築されたものであるところ、Cのずさんな設計、施工を原因として本件瑕疵が生じており、B自身では修補できないと回答した。

Aは、Bのかかる対応に憤慨したが、丙建物に住み続けつつ、工事を行うことで上記危険を回避したいと考え、Cに対して、不法行為に基づき瑕疵修補費用相当額の損害賠償請求をすることを考えている。

問題 AがCに対して瑕疵修補費用相当額の損害賠償を請求することは認められるか。要件を示し、Aの請求が認められるか解答しなさい。